

平成25年6月22日  
文 化 庁

## 「富士山」の世界遺産一覧表への記載決定について(第二報)

カンボジアのプノンペンで開催されている第37回ユネスコ世界遺産委員会において、我が国が世界文化遺産に推薦していた「富士山」についての審議が行われ、

現地時間 6月22日(土) 15:28

(日本時間 6月22日(土) 17:28)

に、世界遺産一覧表に三保松原を含めて「記載」することが決定されました。また、記載する名称は、「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山―信仰の対象と芸術の源泉)」に決定されました。

なお、世界遺産一覧表への正式な記載日は、第37回世界遺産委員会の審議最終日である6月26日(水)になる見込みです。

### (参考) 世界遺産委員会の決議の4区分

- ① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載(Not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

### 1. これまでの経緯:

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年8～9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成24年12月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年 2月	ICOMOSへ追加情報を提出
平成25年 4月	ICOMOSからの勧告

## 2. 世界遺産委員会における主な審議内容

### <要旨>

「富士山」について、評価基準(iii)及び(vi)に基づき、三保松原を含め、「記載」と決定された。名称は、「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉)」と決定された。

### <主な審議内容のポイント>

- 三保松原については、これを除外すべきとの ICOMOS 勧告に対して、大多数の委員国から三保松原を含めるべきとの意見が表明され、これを含める形で登録することとされた。
- 資産の名称については、事務局より、ICOMOS と我が国が協議した案として「Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration (富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉)」が提示され、我が国にも確認が求められた。これに対し、当該名称は我が国が追加情報において提案していた名称の趣旨とも合致するため、同意する旨発言した。
- この他、「富士山がこれまで登録されていなかったのはむしろ驚きである」、「象徴的な (iconic) 資産である」等、富士山の価値を認める意見が、ほぼ全ての委員国から表明された。

**※ 決議の概要は別添のとおり。**

### <担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 榎本 剛

世界文化遺産企画係長 齋藤 彩

電話: 03-5253-4111(代表) 内線 4762

## 富士山の世界遺産一覧表の記載審議に係る決議の概要（仮訳）

### （１）記載の可否と記載基準への適合

- 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」を評価基準(iii)及び(vi)により世界遺産一覧表に記載する。

記載基準	評価の内容
iii	独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて、巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能を我が身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿に対する崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い希なる証拠である。
vi	湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としての富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ19世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

### （２）我が国への勧告事項

- 以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。
  - a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること。
  - b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて

検討すること。

- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設（ビジターセンター）の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

### （3）我が国への要請事項

- 2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想（ヴィジョン）、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。